

職第1号証

有明海における干拓事業漁業被害  
原因裁定申請事件

専門委員報告書

平成16年12月

はじめに

平成 15 年 4 月 16 日、有明海で漁業を営む福岡県外 3 県の漁民 19 名（後に 2 名は申請取り下げ）から、また、同年 5 月 30 日、福岡県有明海漁業協同組合連合会から、公害等調整委員会に対し、国を相手方（被申請人）として、有明海において申請人らが被った漁業被害は、被申請人が行う国営諫早湾土地改良事業（以下、「諫早湾干拓事業」という。）によって行われた工事によるとの原因裁定を求める申請が行われた。

公害等調整委員会においては、本件事件の申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、これまで 9 回の審問期日を開催し、また、現地調査を実施するなど、鋭意手続きを進めているが、諫早湾干拓事業と申請人らの主張する漁業被害との因果関係を判断するためには、有明海の環境変化や漁業生産等に関する専門的事項の検討を必要とすることから、平成 16 年 3 月、清水誠東京大学名誉教授、石丸隆東京海洋大学教授、灘岡和夫東京工業大学教授及び朝倉彰千葉県立中央博物館上席研究員の 4 名を専門委員に選任した。

専門委員は、平成 16 年 4 月以降の審問期日及び現地調査に参加し、当事者双方の主張、申請人本人や参考人の陳述等を聴取し、本件事件に係る論点を把握するとともに、専門委員による 14 回の検討会を持ち、国や県、学会等による有明海の環境・生物・漁業等に関する最近の調査・研究の成果について精査、検討し、その結果を本報告書としてとりまとめた。

本報告書は 3 つの章から構成されている。

第 1 章では、検討を行う際の前提として、本件事件の概要等を整理した。

第 2 章では、有明海の環境及び漁業の特徴と経年的な動向等について詳細な整理・分析を行った。

第 3 章では、第 2 章における整理・分析を踏まえ、諫早湾干拓事業による環境及び漁業への影響について考察した。

平成 17 年 1 月 一部補正

平成 17 年 2 月 一部補正